

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第120条第 1 号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第 2 号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第 3 号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第 4 号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第 6 号中「50万円」を「100万円」に改める。

第121条第 1 項第 2 号中「5 万円」を「10万円」に改める。

第126条第 1 号中「50万円」を「100万円」に改める。

第136条第 3 項第 2 号および第137条第 1 項第 1 号中「130万円」を「200万円」に改める。

第143条ただし書中「50万円」を「100万円」に改める。

別表第 1 需用費の項および備品購入費の項中「80万円」を「150万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。